

船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第96号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月5日（日） 10時15分ごろ	
発生場所	和歌山県潮岬灯台から真方位103° 13.2海里付近	
事故等調査の経過	平成21年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{あきら} 明丸、7.9トン WK2-3753（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{ビッグタイガー} Big Taiger、5トン未満 260-26149三重、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	B 左胸部打撲	
損傷	A 右舷外板擦過傷等 B 右舷外板擦過傷等	
事故等の経過	A船は、引き縄により操業しながら北進中、また、B船は、引き縄により遊漁しながら南進中、平成21年4月5日10時15分ごろ、A船の右舷船首とB船の右舷船首とが、真向かいの行き会う態勢で衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は北進中、B船は南進中、両船がいずれも適切な見張りを行わず、針路を右に転じなかったものと考えられる。 両船は真向かいに行き会い、衝突するおそれがある態勢で航行していたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北進中、B船が南進中、両船がいずれも適切な見張りを行わず、針路を右に転じなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	